

平成 21 年 度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 書

三重県 尾鷲市

ごみ処理編

1 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成21年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2 基本方針

基本方針1：住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

基本方針2：資源化を主体とした分別品目の拡充

基本方針3：適正なごみ収集・処理・処分の継続

3 計画期間

本計画の計画期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とする。

4 計画対象区域

本計画の対象区域は尾鷲市全域とする。

5 計画対象人口及び世帯

21,847人・10,196世帯 (H21.1.1現在：住民基本台帳)

6 一般廃棄物(ごみ)の発生量及び処理量の見込み[法第6条第2項第1号]

[単位：t]

処理量 分類	平成21年度		
	収集ごみ	直接搬入ごみ	計
燃やすごみ	7,341	199	7,540
燃やさないごみ	72	56	128
資源ごみ	1,495	99	1,594
有害ごみ	13		13
計	8,921	354	9,275

平成20年11月より、家電4品目のすべてが、尾鷲駅前の日本通運(株)での引取が可能になった為、以後、根本的には本市では取り扱わない廃棄物となった。

7 一般廃棄物(ごみ)の排出の抑制のための方策に関する事項

[法第6条第2項第2号]

- 1 住民意識の向上
- 2 流通・販売事業者の協力・推進
- 3 協議体制の整備
- 4 資源回収システム等の整備

8 分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の分別区分

[法第6条第2項第3号]

市民協力度、尾鷲市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

(1) 収集するごみの分類（ステーション及び回収拠点回収等）

分別の区分		
収 集	燃やすごみ（可燃ごみ）	生ゴミ等の可燃ごみ（木製等の大型ごみも含む）
	燃やさないごみ(不燃ごみ)	ガラス類・陶磁器類
	燃やさないごみ（資源ごみ）	ビン類（無色びん・茶色びん・その他びん）
		缶類（飲料缶・空き缶）
		金属類（金属(鉄)及びその他金属(Al ₂ O ₃ 等））
		廃家電製品等 （不燃粗大及び可燃物製品を除く大型ごみも含む）
		新聞・段ボール・その他紙
		繊維類（衣類等）
		発泡スチロール
		紙パック（牛乳パック等）
		ペットボトル
		白色発泡トレイ
有害ごみ	乾電池・蛍光管等	

不燃粗大とは、複合製品（なべ、フライパン等）をいう。

(2) 持込ごみの分類（尾鷲市清掃工場他）

分別の区分		
持 込	収集されるごみ	上記の収集するごみ
	大型ごみ	上記の収集されるごみの大きいもの （概ね四方が50cm、重さが10kgを超えるもの）
	事業系一般廃棄物	2 下記参照
	水銀体温計	尾鷲市クリーンセンターに持ち込みをする。
	リサイクルできる製品	尾鷲市クリーンセンターに持ち込みをする。（家電4品目を除く）

* 1 事業系一般廃棄物については、法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた 廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

(1) 家庭系ごみ収集運搬体制

一般廃棄物の種類		方法	回数	業者名等	車両及び台数		
可燃ごみ	可燃ごみ	ステーション 収集及び 戸別収集	週2回	寺下商店	2tパッカー車 4tパッカー車	3台 1台	
不燃ごみ	ガラス類 陶磁器類	分別 ステーション	月1回	市直営	2tパッカー車 2tリフト車 3tリフト車 2tダンプ車	4台 2台 2台 2台	
資源 ごみ	紙類		新聞 段ボール その他紙				
	ビン類		無色 茶色 その他				
	缶類		飲料缶 空き缶				
	金属類		金属(鉄) その他金属 (アルミ等)				
	廃家電製品等						
	繊維類(衣類)						
	発泡スチロール						
	紙パック						
	ペットボトル						
	白色発泡トレイ						
有害ごみ	蛍光管 乾電池		回収拠点収集				随時
	水銀体温計						

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

17業者

(H21.1.1 現在)

9 一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的な事項

(1) 収集運搬処理計画

[法第6条第2項第4号]

一般廃棄物の種類		収集容器	収集・運搬	中間処理 選別・保管	最終処分	
可燃ごみ	可燃ごみ	無色透明袋	寺下商店	清掃工場	廃棄物処理センター	
不燃ごみ	ガラス類 陶磁器類	収集日の 早朝に設置する 分別ステーション用コンテナ	市直営	清掃工場	委託業者	
資源ごみ	紙類 新聞 段ボール その他紙			委託業者 及び 清掃工場		
	ビン類 無色 茶色 その他			清掃工場	委託業者	
	缶類 飲料缶 空き缶			委託業者 及び 清掃工場		
	金属類 金属（鉄） その他金属 （アルミ等）					
	廃家電製品等			清掃工場	委託業者	
	繊維類（衣類等）					
	発泡スチロール					
	紙パック			回収拠点の ボックス		
	ペットボトル					
	白色発泡トレイ					
有害ごみ	蛍光管 乾電池				清掃工場	(社) 全都清 指定 取引場所
	水銀体温計			クリンクルセンター事務所に設置してある缶		

(2) 常設ステーションによる収集

平成 17 年 9 月より、下記の 2 カ所に常設ステーションを設置

設置場所	収集品目
中央町山本サッシ店北側	ビン類（無色・茶色・その他色）・ガラス類・陶磁器類
南陽町富士商会東側	カン類（飲料缶・空き缶）

(3) 資源ごみ有償取引状況

平成 12 年度より、発泡スチロール（清掃工場にて、製品（イゴット）に加工後出荷）

平成 18 年度より、紙類及び紙パック、缶類、金属類、不燃粗大は直接出荷

ペットボトルは収集し、圧縮梱包後に出荷

平成 21 年度より、白色トレイ

（発泡スチロール同様、清掃工場で製品（イゴット）に加工後出荷）

注）平成 20 年初秋より、世界的な資源物の相場暴落が起こり現段階でも不安定な相場水準ではあるが、可能な限り本市では収集された資源物を有償取引及び有効処理ができるような方針を進める。

(4) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は廃棄物処理法上、一般廃棄物であり原則として本市に処理責任があるが、下記の範囲内で行うものとする。

注射器等の鋭利な医療破棄物は医療機関等へ持込し、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。

以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物（内容物や付着物等）を事前に除去し、分別区分に従い、一般廃棄物として処理を行う。

可燃性の医療廃棄物で資源ごみとして処理できるものであっても、血液や薬物の感染性等の恐れが考えられる場合は可燃ごみとして焼却処分を行う。

10 一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項

[法第6条第2項第5号]

【焼却処理施設】

名 称	尾鷲市清掃工場
所 在 地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供 用 開 始	平成3年3月
処 理 方 式	機械化バッチ式焼却炉
処 理 能 力	45 t / 8 h (22.5t/8h × 2炉)
運 転 管 理	本市直営
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃 焼 設 備	ストーカ方式
ガス冷却設備	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機（バグフィルタ） 有害ガス除去装置 ダイオキシン類除去装置
排水処理設備	[ごみピット汚水] 高温参加処理方式（炉内噴霧） [プラント排水] 接触酸化法 + ろ過（再循環無放流）
備 考	

【粗大ごみ処理施設】

名 称	尾鷲市粗大ごみ破碎切断機
所 在 地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供 用 開 始	昭和63年3月
処 理 対 象	大型可燃ごみ・不燃ごみ
処 理 方 式	油圧式破碎切断機
処 理 能 力	15 t / 5 h
運 転 管 理	直営
備 考	

【不燃物投棄施設】

名 称	尾鷲市不燃物投棄場
所 在 地	三重県尾鷲市大字南浦字中村3287-7
供 用 開 始	昭和51年3月
処 分 対 象	不燃ごみ
計画埋立面積	7,080 m ²
計画埋立容量	116,200 m ³
施 設 区 分	安定型処分場
備 考	平成11年度より休止中

1.1 その他一般廃棄物（ごみ）の処理に関して必要な事項

[法第6条第2項第6号]

(1) 「資源ごみ集団回収」の促進

子供会・自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、集団回収登録団体の拡充及び奨励を行う。具体的には、回収重量 1kg 当たり 5 円の奨励金を交付する。

(平成19年度実績)

	尾鷲市古紙等資源集団回収団体奨励金
活動団体数	11 団体
申請件数	20 件
回収量 (kg)	49,440 kg
奨励金交付額	247,200 円

(2) 「生ごみ処理容器及び処理機購入費補助金」制度

生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機の購入者に対して購入費の二分の一（生ごみ処理容器（コンポスト等）は限度額 3,000 円、電動生ごみ処理機は限度額 20,000 円）を補助し、処理容器等の普及を図り、生ごみの減量化を進める。

(平成19年度実績)

	補助件数	補助金額
生ごみ処理容器	1 基	1,900 円
電動生ごみ処理機	10 基	199,900 円
計	11 基	201,800 円

(3) その他

一般廃棄物のうち、市の施設で中間処理が困難な廃棄物については、民間業者に中間処理を委託することがある。

処理施設の災害・事故等が発生し、処理が不可能の場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定により、他の市町村或いは民間業者に処理を委託することがある。

糖尿病用自己注射針等については、医療機関等に返却し排出事業者としての責任において適正に処理する。

特定家庭用機器再商品化法対象の家電4品目(洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(液晶・プラズマ含む))については、小売店等に引き渡しリサイクル処理する。又、小売店等が現在、存在しないなどの不備が生じた場合は家電リサイクル法に伴い、郵便局にて指定のリサイクル券購入後、指定取引場である尾鷲駅前日本通運(株)にて搬入処理を行う。

処理困難物について

市の施設で処理が不可能なため、販売業者等が処理するものは次のとおりとする。

タイヤ、塗料、油類、ボンベ類、塗料・油類の容器、単車、電気温水器、消火器 灯油ボイラー、木の株、生魚等(魚のあらも含む)、石、ブロック、レンガ、 瓦、コンクリート、土砂、劇薬、農薬、劇薬・農薬等の容器、業務用製品、 建築廃材、スプリングマット、バッテリー、デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど
--

生魚等(魚のあら)は排出業者等による飼肥料化を推進する。

浄化槽汚泥及びし尿等処理編

1 計画対象区域

本計画の対象区域は尾鷲市全域とする。

2 計画対象人口及び世帯

21,847人・10,196世帯 (H21.1.1 現在：住民基本台帳)

3 一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥)の発生量及び処理量の見込み

[単位：kL]

	平成21年度			処理方法
	し 尿	浄化槽汚泥	計	
市直営収集	5,391	0	5,391	陸上処理等
許可業者	0	8,701	8,701	
自家処理	0	0	0	
計	5,391	8,701	14,092	

1.水洗化

(a) 公共下水道

公共下水道については、抜本的な事業の見直しを行う。

(b) 単独・合併処理浄化槽

単独・合併処理浄化槽汚泥は、市の許可を受けた4業者により収集運搬され、尾鷲市クリーンセンター等で処理を行う。

なお、収集量は、単独から合併への切り替えや、新規合併浄化槽等によって増加の一途である。

平成21年度浄化槽汚泥収集体制

許可業者		車 両	台 数	許可業者	浄化槽汚泥 収集担当地区
名 称	代表者	保有台数	実働台数	従業員数	
昭和住設(株)	桒田 洋子	3台	3台	9人	市内全域
クリーン(有)	濱中 長司	2台	2台	3人	
南清社(株)	小倉 裕	2台	2台	7人	
昭和環境管理(有)	桒田 恭典	1台	1台	1人	

2.非水洗化（し尿一般汲取）は、本市直営で収集運搬し単独・合併浄化槽と同様の処理を行う。なお、収集量は徐々に減少する傾向にある。

（１）収集区域・回数及び収集方法

分類	収集形態	区域	回数	方法
し尿	直営	市内全域	随時	戸別収集

（２）収集車両の種別及び台数

車種	台数	用途等
２ｔバキューム車	４	し尿収集用
１０ｔバキューム車	１	し尿運搬用

4 し尿及び浄化槽汚泥処理施設

本市の処理区域内で収集されたし尿・浄化槽汚泥は、これまで海洋投棄処分していたが、平成18年4月より、県内の陸上処理施設へ依頼し、搬入処理を行ってきた。

平成18年12月に本市の陸上処理施設（尾鷲市クリーンセンター）が竣工し、以後、本市から排出されるし尿・浄化槽汚泥は「尾鷲市クリーンセンター」で全量処理が行われている。

処理施設等

施設名称	尾鷲市クリーンセンター	
所在地	尾鷲市大字南浦字真砂福松地2562-8	
業務開始	平成18年12月	
新施設稼働	平成18年12月竣工	
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥	
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理設備	
処理能力	40 kL/日（浄化槽汚泥 25 kL/日・し尿 15 kL/日）	
運転管理	本市直営	
処理水質	P H：5.8～8.6 T - N：10mg/L以下 BOD：10mg/L以下 T - P：1mg/L以下 COD：20mg/L以下 色 度：30度以下 S S：1mg/L以下 大腸菌群：100個/ 以下	
放流先	矢ノ川	
放流量	60m ³ /日～80m ³ /日	
備考		

施設名称	中継貯留槽
所在地	尾鷲市九鬼町字防主山864-3
施設規模	20 kL×2 基
備考	

5 その他

- * 処理施設等の災害・事故等が発生し、処理が不可能な場合は、三重県災害等廃棄物処理応援協定等により、他の市町村或いは民間業者に処理を委託することがある。